

平成31年度 事務事業振返りシート (平成30年度 実施事業の振返り)

1. 基本情報						
事務事業コード	010601010300101	事務事業名	農業委員会運営事業	担当部		
				担当課	農業委員会事務局	
政策名	01	にぎわい(産業の活力あふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり)		担当課長	内田 大作	
施策名	03	活力ある農・林・水産業の振興		グループ	振興農地グループ	
基本事業名	01	農林水産業の担い手の育成・確保		内線番号	3501	
予算科目	会計	一般会計		事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返(開始年度 S 26 年度～) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度(~)	
	款	06 農林水産業費			根拠法令・条例等 農業委員会等に関する法律、農地法、経営基盤強化法等	
	項	01 農業費				
	目	01 農業委員会費				
評価区分	標準評価	評価対象	1次評価	関連計画	特になし	

2. 事務事業の概要・目的・指標 <Do>

(1) 事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細を記述)

農業委員会運営事業は、農業委員、農地利用最適化推進委員の活動に関する事務が主なものとなっている。
 <委員構成>農業委員 19名、推進委員 21名
 <任期>平成30年5月1日～令和3年4月30日までの3年間
 <報酬>農業委員 月額(会長:79,600円、会長代理:60,700円、委員:50,600円)、推進委員 月額(45,000円)
 <主な活動内容>
 ・農地の利用の最適化の推進に関する業務
 ・農地法に基づく業務
 ・農業経営基盤強化促進法に基づく業務 他

① 活動指標 (事務事業の活動量)		単位	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (実績)	31年度 (見込)	2020年度 (見込)
ア	定例総会、最適化推進会、現地調査の開催	回数	36	37	62	60	60
イ							
ウ							

(2) 事務事業の目的

② 対象 (誰、何を対象にしているのか)		③ 対象指標 (左記②対象の大きさを表す指標)	単位	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (実績)	31年度 (見込)	2020年度 (見込)
ア	農業委員 農地利用最適化推進委員(H30.5～)	委員数	人	37	40	40	40	40
イ	申請	農地法に基づく申請件数	件	1,668	1,700	1,940	1,940	1,940
ウ								

④ 意図 (②対象をどうしたいのか)		⑤ 成果指標 (左記④意図の達成度を表す指標)	単位	29年度 (実績)	30年度 (目標)	31年度 (実績)	31年度 (目標)	2020年度 (目標)
ア	円滑な活動を行なってもらう	農業委員活動日数	日数	846.0	900.0	922.0	1,000.0	1,000.0
イ	適正に処理される	農業委員が処理した申請件数	件	1,668	1,700	1,940	1,940	1,940
ウ								

(3) 総合計画との関係

⑥ 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

農業については、関係機関との連携により、担い手の経営改善の支援や経営基盤の強化、農地の集積・集約化、経営所得安定対策等を推進するとともに、新規就農者への支援を強化します。
 林業については、福利厚生充実の充実の向上及び労働安全衛生の充実を図るため、継続的な支援を行うとともに、林業事業者と連携して新規就業者の確保・育成に取り組みます。
 水産業については、就業者の所得向上や雇用管理体制の充実を図り、持続可能な水産業経営の基盤となる人材育成や新規就業者の確保に取り組みます。

3. 事務事業の環境変化・市民意見等
 (法改正や事業を取り巻く環境変化、市民や議会などからの意見等)

平成21年度の農地法改正により、年に1回の農地利用状況調査が義務化された。農業委員会の審議・活動の「見える化」を推進するため、総会議事録及び委員活動の積極的な情報発信・公表が義務化された。農地利用状況調査を通じて農地利用監視活動の徹底と遊休農地の発生防止・解消対策の推進が義務化された。
 平成28年4月の改正農業委員会法により新体制に移行し、農地の利用の最適化に関する業務が必須事務として位置づけられた。

4. 事業費の推移

		単位	29年度 (決算)	30年度 (予算)	31年度 (決算)	31年度 (予算)	2020年度 (計画)
事業費 投入量	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0
		県支出金	千円	52	2,683	2,688	2,923
		地方債	千円	0	0	0	0
		その他	千円	263	136	275	154
		一般財源	千円	25,557	28,506	27,623	27,679
	事業費		千円	25,872	31,325	30,586	30,756

5. 平成30年度の実績及び成果

(1) 平成30年度の実績(取組) <取組内容を数値等により具体的に記載>	(2) 平成30年度の成果 <左記の実績(取組)による成果を記載>
定例総会12回、臨時総会1回、現地調査12回 農地利用最適化推進会37回 認定農業者との意見交換会3回 <農地法関係事務処理(申請)件数> 農地法3条 169件、農地法4条 78件、農地法5条 305件 農用地除外用途区分変更等 50件、農地利用変更届 25件 経営基盤強化法(所有権移転 52件、利用権設定 1,162件) 事業計画変更 18件、買受適格証明 13件、農地あっせん 68件	総会の審議経緯や結果について議事録を作成しホームページへ公表することにより、許可判断の透明性と公平性が確保された。 委員改選により、改正農業委員会法に基づき農業委員19名が市長より任命され、併せて農地利用最適化推進委員21名を農業委員会から委嘱し、新たに農業委員会の主たる業務として位置づけられた「農地の利用の最適化」の活動に取り組んだ。 地域ごとに重点地区を定め、遊休農地の解消・発生防止、担い手等への農地の集積・集約等を目的とする「農地の貸したい・借りたい総点検(1・5-1-絵)」活動を実施した。

事務事業コード	0106010101030101	事務事業名	農業委員会運営事業	担当部	
				担当課	農業委員会事務局

6. 振返り <SEE(Check)>		理由
A 目的妥当性	① この事務事業の目的は、基本事業の意図に結びついていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている <input type="checkbox"/> 間接的に結びついている <input type="checkbox"/> 結びついていない	農業委員、農地利用最適化推進委員が連携して活動することにより、間接的に農業者の経営体質の強化に結びつく。
	② この事業をなぜ市が行わなければならないのですか？ 税金を投入して達成する目的ですか？ <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	農地法及び農業委員会法に基づき農業委員会が実施すべき法令業務であることから、市が本事業を行うことは妥当である。
B 有効性	③ 成果が向上する余地(可能性)はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 向上する余地はかなりある <input type="checkbox"/> 向上する余地はある程度ある <input type="checkbox"/> 向上する余地はほとんどない	各委員が農地の適正利用の監視活動や、農地の総点検活動(1・5・一絵活動)に取り組むことで活動日数は向上し、利用権設定等に繋がる。
	④ 廃止・休止の影響はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がほとんどない	農業委員は、地方自治法第180条の5において普通地方公共団体に置かなければならない委員会である。また、農業委員会等に関する法律第3条において設置が義務づけられ、同法第6条の所掌事務を実施しなければならないため廃止はできない。
	⑤ 類似の目的(対象・意図)又は形態(イベントや啓発等)を持つ他の事務事業はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 類似の事業はない <input type="checkbox"/> 類似の事業はあるが、統合又は連携できない <input type="checkbox"/> 類似の事業があり、統合又は連携できる	類似事業がある場合の事務事業名等
C 効率性	⑥ 事務事業の手段(やり方)を工夫することで、事業費を削減できませんか？ 補助金など、交付先に働きかけて、市の負担を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	農地法等申請に基づく許認可業務を行う委員に対して支払われる報酬、総会・現地調査経費のほか、委員の知識習得のための書籍代、各種協議会への負担金が主な事業費であり、これ以上の削減の余地はない。
	⑦ 事務事業の手段(やり方)を工夫することで、人件費(延べ業務時間)を削減できませんか？ 職員以外の対応や委託により人件費を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	毎月の申請処理、議案作成等の業務については、農地台帳システムの活用等により効率化を図っているが、県下で最多の地域に挙げられるほど申請件数も多く、これ以上の削減の余地はない。
D 公平性	⑧ 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていませんか？ また、受益者負担の公平性が確保されていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	農業委員会は専属的な権限により法令業務を行っているため、許認可に係る審査等については、法の許可基準を遵守し判断しており、公平性が確保されている。

7. 1次評価結果 <PLAN(Action - Plan)> (組織決定)		【参考】前年度の改革改善の方向性 継続・やり方改善					
(1) 2020年度の事務事業の改革改善の方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
	○	○					
(2) 平成31年度の改革改善の内容(取り組むべき課題)	・農業委員、農地利用最適化推進委員が相互に連携して農地利用最適化の活動を推進する。(農地利用の最適化:①担い手への農地の集積・集約化②遊休農地の発生防止・解消③新規参入の促進)						
(3) 2020年度の方向性(具体的な取組)	・委員活動に必要な知識向上を目的とした勉強会を開催する。 ・農業委員、農地利用最適化推進委員が連携して、担い手への農地集積や耕作放棄地の発生防止を目的とした農地の総点検活動(1・5・一絵活動)を強化する。						

8. 2次評価結果 (担当部長評価)		評価者	部局				
(1) 事務事業の改革改善方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
(2) 総評							

平成31年度 事務事業振返りシート (平成30年度 実施事業の振返り)

1. 基本情報							
事務事業コード	010601010300102	事務事業名	農業者年金事務	担当部			
				担当課	農業委員会事務局		
政策名	01	にぎわい(産業の活力あふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり)		担当課長	内田 大作		
施策名	03	活力ある農・林・水産業の振興		グループ	振興農地グループ		
基本事業名	01	農林水産業の担い手の育成・確保		内線番号	3501		
予算科目	会計	一般会計		事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返(開始年度 S 45 年度～) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度(~)		
	款	06 農林水産業費			根拠法令・条例等	独立行政法人農業者年金基金法	
	項	01 農業費					
	目	01 農業委員会費					
評価区分	標準評価	評価対象	1次評価	関連計画	特になし		

2. 事務事業の概要・目的・指標 <Do>

(1) 事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細を記述)

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上と農業者の確保に資することを目的とする公的年金制度であり、事業の主なもの、加入推進のリーフレット作成・配布や現況届け等通信運搬費、年金受給者会の育成補助金となっている。
 ・農業者年金に関する主な事務は、受給方法等の相談、経営移譲年金・特例給付金の適正な支給確保、死亡による支給停止事務、支給台帳管理、現況届受理等。
 ・農業者年金受給者協議会については、農業者年金受給者会員相互の融和と親睦、地域農業の向上を目的に組織されており、事務局は農業委員会事務局の担当職員が行っている。
 ※平成30年度、全5支部が統合。
 <補助金交付申請者>:霧島市農業者年金受給者協議会 <補助金交付額>:285,000円
 ・農業委員の中から各地区の農業者年金加入推進部長7名を選出し、新規就農者や担い手等に対し制度の普及活動及び加入推進を図っている。

① 活動指標 (事務事業の活動量)		単位	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (実績)	31年度 (見込)	2020年度 (見込)
ア	年金の勧誘活動日数	日	65	84	35	84	84
イ	年金受給者協議会の活動日数	日	16	10	15	15	15
ウ	研修会開催数	日	7	8	7	8	8

(2) 事務事業の目的

② 対象 (誰、何を対象にしているのか)		③ 対象指標 (左記②対象の大きさを表す指標)	単位	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (実績)	31年度 (見込)	2020年度 (見込)
ア	加入推進対象者で未加入者	加入推進対象者数	人	173	173	173	173	173
イ	農業者年金待機者(60歳～64歳)	年金受給待機者数	人	194	180	205	180	180
ウ	農業者年金受給者会会員	会員数	人	377	400	336	319	340

④ 意図 (②対象をどうしたいのか)		⑤ 成果指標 (左記④意図の達成度を表す指標)	単位	29年度 (実績)	30年度 (目標)	31年度 (実績)	31年度 (目標)	2020年度 (目標)
ア	農業者年金に加入される	農業者年金への新規加入者	人	2.0	5.0	4.0	5.0	5.0
イ	会員相互の融和が図られ安定した老後生活が送れる	年金受給者会の会員数	人	377	400	336	350	350
ウ								

(3) 総合計画との関係

⑥ 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

農業については、関係機関との連携により、担い手の経営改善の支援や経営基盤の強化、農地の集積・集約化、経営所得安定対策等を推進するとともに、新規就農者への支援を強化します。
 林業については、福利厚生充実の充実、技術・技能の向上及び労働安全衛生の充実を図るため、継続的な支援を行うとともに、林業事業体と連携して新規就業者の確保・育成に取り組みます。
 水産業については、就業者の所得向上や雇用管理体制の充実を図り、持続可能な水産業経営の基盤となる人材育成や新規就業者の確保に取り組みます。

3. 事務事業の環境変化・市民意見等
(法改正や事業を取り巻く環境変化、市民や議会などからの意見等)

農業者年金制度は、農業者もサラリーマン並みの老後の安定及び福祉の向上を目的に、昭和45年から国民年金の上乗せ年金として創設された公的な政策年金制度であった。しかし、受給者に比べて加入者が減少したことにより年金財政が悪化したことから、平成13年に抜本改革が行われ、加入者、受給者に左右されにくい安定した積立方式の新制度に移行された。加入対象者からは加入条件や支給額等制度内容についての問合せがあるが、現在の農業所得では加入しにくい、掛金をもっと安くできないかとの声がある。

4. 事業費の推移

		単位	29年度 (決算)	30年度 (予算)	31年度 (決算)	31年度 (予算)	2020年度 (計画)
事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0
		県支出金	千円	0	0	0	0
		地方債	千円	0	0	0	0
		その他	千円	628	798	721	775
		一般財源	千円	0	73	0	85
事業費		千円	628	871	721	860	860

5. 平成30年度の実績及び成果

(1) 平成30年度の実績(取組)	(2) 平成30年度の成果
<p><取組内容を数値等により具体的に記載></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者の老後生活の安定を図るため、農業者年金制度の周知を行なった。また、受給者会員相互の親睦と融和を図るため、受給者会総会等を実施した。 ・農業者年金受給事務処理(死亡届、未支給請求等 41件、現況届 432件) ・各農業者年金受給者会総会の開催 6回 ・合同地区別会議(さつま町)への参加者3人 ・農業者年金加入推進部長(7人)の活動回数 延べ35回 	<p><左記の実績(取組)による成果を記載></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全5支部を統合し、活動の強化を図った。 ・横川・牧園地区、福山地区、霧島地区において交流会等が企画・開催され、会員相互の融和と親睦が深まった。 ・年金受給者と加入推進部長(各地区農業委員等)で合同地区別会議等へ出席し、制度の仕組みや現状、必要性等について学習し、理解が深まった。

事務事業コード	0106010101030102	事務事業名	農業者年金事務	担当部	
				担当課	農業委員会事務局

6. 振り返り <SEE(Check)>		理由
A 目的妥当性	① この事務事業の目的は、基本事業の意図に結びついていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている <input type="checkbox"/> 間接的に結びついている <input type="checkbox"/> 結びついていない	農業者年金の未加入者が農業者年金に加入することは、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に繋がり、経営体質の強化に結びついている。また、農業者年金待機者や受給者会会員が会員相互の融和を図り安定した老後生活を送ることは、経営体質の強化に結びつく。
	② ・この事業をなぜ市が行わなければならないのですか？ ・税金を投入して達成する目的ですか？ <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	独立行政法人農業者年金基金法に基づく事務事業であり、市が窓口業務として本事業を行うことは妥当である。
B 有効性	③ 成果が向上する余地(可能性)はありませんか？ <input type="checkbox"/> 向上する余地はかなりある <input checked="" type="checkbox"/> 向上する余地はある程度ある <input type="checkbox"/> 向上する余地はほとんどない	本制度の普及推進活動を行なうことで、加入者の増加が見込まれることから向上の余地はある程度ある。
	④ 廃止・休止の影響はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がほとんどない	独立行政法人農業者年金基金法に基づく事務であり、廃止・休止はできない。
	⑤ 類似の目的(対象・意図)又は形態(イベントや啓発等)を持つ他の事務事業はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 類似の事業はない <input type="checkbox"/> 類似の事業はあるが、統合又は連携できない <input type="checkbox"/> 類似の事業があり、統合又は連携できる	類似事業がある場合の事務事業名等
C 効率性	⑥ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、事業費を削減できませんか？ ・補助金など、交付先に働きかけて、市の負担を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	事業費は年金基金からの受託金で運営されており、年金制度の周知と受給者の現況届け等の事務に係る事業費のみであり削減はできない。また、年金受給者会への育成補助金は、受給者相互の親睦を図るための経費で、本事業費が削減されることで、相互の融和・親睦を図る機会がなくなることから削減はできない。
	⑦ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、人件費(延べ業務時間)を削減できませんか？ ・職員以外の対応や委託により人件費を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	職員の事務は、書類の確認審査や年金基金への書類提出及び新規加入促進事務、経営移譲年金受給者予定者への指導などが主な事務であり、必要最小限の事務を行っていることから、これ以上の人件費の削減はできない。
D 公平性	⑧ 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていませんか？ また、受益者負担の公平性が確保されていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	本制度は要件を満たす農業従事者が加入の対象者であり、公的年金制度により農業での生活を専門的に行なう農家等に対し広く制度の普及推進を行なっているため公平・公正である。

7. 1次評価結果 <PLAN(Action - Plan)> (組織決定)		【参考】前年度の改革改善の方向性 < 継続・やり方改善 >					
(1) 2020年度の事務事業の改革改善の方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
	○	○					
(2) 平成31年度の改革改善の内容 (取り組むべき課題)	・農業者年金制度の加入促進を図るため、担い手農家等に対し「加入推進啓発リーフレット」を配布する。 ・年金受給待機者に対し、受給後の受給者会への入会を勧める。						
(3) 2020年度の方向性 (具体的な取組)	・引き続き農業者年金制度の加入を推進する。 ・受給者協議会に対し育成補助金を交付し活動の活性化を促し、会員相互の親睦と融和を図る。 ・年金制度等への理解を深め加入拡大につなげるため、受給者、農業者年金加入推進部長等を対象に先進地研修視察(日帰り)を実施する。						

8. 2次評価結果 (担当部長評価)		評価者	部局				
(1) 事務事業の改革改善方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
(2) 総評							

1. 基本情報							
事務事業コード	0100010101030103	事務事業名	機構集積支援事業	担当部			
				担当課	農業委員会事務局		
政策名	01	にぎわい(産業の活力あふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり)			担当課長	内田 大作	
施策名	03	活力ある農・林・水産業の振興			グループ	振興農地グループ	
基本事業名	01	農林水産業の担い手の育成・確保			内線番号	3501	
予算科目	会計	一般会計		事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返(開始年度 H 22 年度～) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度(~)		
	款	06 農林水産業費			根拠法令・条例等	農地法、農地中間管理事業の推進に関する法律	
	項	01 農業費					
	目	01 農業委員会費					
評価区分	標準評価	評価対象	1次評価	関連計画	特になし		

2. 事務事業の概要・目的・指標 <Do>

(1) 事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細を記述)

本事業は、遊休農地の実態把握と発生防止・解消対策による農地の有効利用を推進するための事業を行う。
 ・農業委員による農地全筆の利用状況調査(1号遊休農地、2号遊休農地及び非農地の現地確認)
 ※1号遊休農地(過去1年以上農作物の作付け等がされていない農地)、2号遊休農地(適切に管理されていない低利用の農地)
 ・1号遊休農地、2号遊休農地の所有者等に対する農地の利用意向調査(農地を自ら耕作できない場合、借り手・買い手等を捜してみたいかなど)
 ・意向調査の結果をもとにした農地中間管理機構との協議や貸借・売買希望があった農地に関するあつせん活動
 ・農家台帳システムの整備(意向調査の結果入、固定資産税課税台帳及び住民基本台帳との突合による登録情報の更新)
 ・農地ナビによる農地の情報提供

① 活動指標 (事務事業の活動量)	単位	29年度	30年度		31年度	2020年度
		(実績)	(見込)	(実績)	(見込)	(見込)
ア 利用状況調査日数	日	90	90	90	90	90
イ 指導通知・意向調査数	件	534	534	567	570	570
ウ						

(2) 事務事業の目的

② 対象 (誰、何を対象にしているのか)	③ 対象指標 (左記②対象の大きさを表す指標)	単位	29年度	30年度		31年度	2020年度
			(実績)	(見込)	(実績)	(見込)	(見込)
ア 市内の農地面積	農地面積	ha	6,410	6,410	6,782	6,782	6,782
イ 遊休農地	1号・2号遊休農地の面積	ha	711	711	783	783	783
ウ							

④ 意図 (②対象をどうしたいのか)	⑤ 成果指標 (左記④意図の達成度を表す指標)	単位	29年度	30年度		31年度	2020年度
			(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(目標)
ア 有効利用される	耕作面積	ha	5,920.0	5,920.0	5,820.0	5,820.0	5,820.0
イ 解消される	遊休農地が解消された農地	ha	54	54	46	46	46
ウ							

(3) 総合計画との関係

⑥ 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

農業については、関係機関との連携により、担い手の経営改善の支援や経営基盤の強化、農地の集積・集約化、経営所得安定対策等を推進するとともに、新規就農者への支援を強化します。
 林業については、福利厚生の充実、技術・技能の向上及び労働安全衛生の充実を図るため、継続的な支援を行うとともに、林業事業者と連携して新規就業者の確保・育成に取り組みます。
 水産業については、就業者の所得向上や雇用管理体制の充実を図り、持続可能な水産業経営の基盤となる人材育成や新規就業者の確保に取り組みます。

3. 事務事業の環境変化・市民意見等
(法改正や事業を取り巻く環境変化、市民や議会などからの意見等)

平成21年の農地法改正により、年に1回の農地利用状況調査が義務化され、市町村が実施する耕作放棄地全体調査と農業委員会が実施する利用状況調査のデータを照合するなど両調査と連携して行うこととなった。耕作放棄地全体調査の区分判断は、緑(簡易な作業で営農再開可)、黄(基盤整備等により営農再開可)、赤(農地としての利用が不可能な土地)とされたが、平成24年12月に調査要領が改正され、区分判断が、A分類(緑と黄)とB分類(赤)の2通りに簡素化された。平成26年より、利用状況調査の区分が1号遊休農地と2号遊休農地となった。

4. 事業費の推移

事業費	投入量	財源内訳	単位	29年度	30年度		31年度	2020年度	
				(決算)	(予算)	(決算)	(予算)	(計画)	
事業費		国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	
			県支出金	千円	2,532	1,316	1,193	1,193	1,060
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	33	3,663	2,731	1,662	821
		事業費	千円	2,565	4,979	3,924	2,855	1,881	

5. 平成30年度の実績及び成果

(1) 平成30年度の実績(取組)	(2) 平成30年度の成果
<p><農地利用状況調査></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査時期 : 平成30年6月～8月 調査延べ人員 : 192人 調査対象面積 : 6,782ha 調査対象筆数 : 60,935筆 <p><農地利用意向調査></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査対象者 : 567人 調査筆数 : 766筆 調査面積 : 68ha 	<p><遊休農地所有者からの回答内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理機構希望 : 57件 73,412㎡ 農業委員会希望 : 39件 60,564㎡ 権利移転希望 : 15件 19,747㎡ 耕作・保全管理 : 113件 134,334㎡ その他 : 52件 49,709㎡ 合計 : 331件 337,766㎡

事務事業コード	0106010101030103	事務事業名	機構集積支援事業	担当部	
				担当課	農業委員会事務局

6. 振返り <SEE(Check)>		理由
A 目的妥当性	① この事務事業の目的は、基本事業の意図に結びついていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている <input type="checkbox"/> 間接的に結びついている <input type="checkbox"/> 結びついていない	市内の農地が有効利用され、また、遊休農地が解消されることは、経営体質が強化されることに結びつく。
	② この事業をなぜ市が行わなければならないのですか？ 税金を投入して達成する目的ですか？ <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	農業委員会においては、平成21年12月の農地法改正により、毎年1回区域内にある農用地の利用状況調査と、その所有者に対する農地の農業上の利用意向について調査することが義務となっており、市が行うことは妥当である。
B 有効性	③ 成果が向上する余地(可能性)はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 向上する余地はかなりある <input type="checkbox"/> 向上する余地はある程度ある <input type="checkbox"/> 向上する余地はほとんどない	本事業の実施により、農地の利用状況を把握し遊休化する恐れのある農地への指導が可能となり、農地の遊休化に歯止めをかけることができるため、成果向上の余地はある。
	④ 廃止・休止の影響はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がほとんどない	平成21年度の農地法改正により、農業委員会の新たな役割として、農地の「利用状況調査」を毎年実施することが義務付けられており、廃止・休止はできない。
	⑤ 類似の目的(対象・意図)又は形態(イベントや啓発等)を持つ他の事務事業はありませんか？ <input type="checkbox"/> 類似の事業はない <input checked="" type="checkbox"/> 類似の事業はあるが、統合又は連携できない <input type="checkbox"/> 類似の事業があり、統合又は連携できる	類似事業がある場合の事務事業名等 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査 荒廃農地の発生・解消状況調査は、農政畜産課が要綱に基づき実施している。一方、農地利用状況調査は農業委員会が農地法に基づき実施しており、調査データは荒廃農地調査にも活用はされるが、調査の統合はできない。
C 効率性	⑥ 事務事業の手段(やり方)を工夫することで、事業費を削減できませんか？ 補助金など、交付先に働きかけて、市の負担を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	主な経費は、利用状況調査を円滑に行うために必要な地図システムの更新や調査図面等の作成に係る経費、農業委員による現地調査に係る経費等であり、必要最小限の費用で実施しているため、これ以上の削減余地はない。
	⑦ 事務事業の手段(やり方)を工夫することで、人件費(延べ業務時間)を削減できませんか？ 職員以外の対応や委託により人件費を削減できませんか？ <input type="checkbox"/> 削減できない <input checked="" type="checkbox"/> 削減できる	利用状況調査にタブレット端末を導入したことにより、調査及び調査結果の確認・入力作業等に要する時間、労力が軽減されたが、タブレットの操作性を改善することにより、作業効率の改善はある程度期待できる。
D 公平性	⑧ 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていませんか？ また、受益者負担の公平性が確保されていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	農地法改正により、法の柱であった耕作者主義が農地の有効利用促進へと方針転換され、農地所有者等に適正かつ効率的な利用の確保が義務付けられた。また、農業委員会については、管内の全ての農地を対象に利用状況調査を行うことが義務化されており、公平・公正である。

7. 1次評価結果 <PLAN(Action - Plan)> (組織決定)		【参考】前年度の改革改善の方向性 継続・やり方改善					
(1) 2020年度の事務事業の改革改善の方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
(2) 平成31年度の改革改善の内容(取り組むべき課題)	○	○					
(3) 2020年度の方向性(具体的な取組)							

8. 2次評価結果 (担当部長評価)		評価者	部局				
(1) 事務事業の改革改善方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
(2) 総評							

